

利用申請に係る確認票

申請前に、次の項目を全て確認し、右側の□にチェックしてください。

1	「横浜市保育所等利用案内」をお読みください。	<input type="checkbox"/>
2	提出が必要な書類を確認し、内容に誤りがないことを御確認ください。 書類の不足や誤りにより利用調整が不利になった場合でも、利用調整結果を変更することはできません。 また、ご提出いただいた書類は返却できませんので、 事前にコピーを取ることをおすすめします。	<input type="checkbox"/>
3	転園申請の場合、転園希望の園に利用が決定すると、転園希望園の利用決定を辞退しても元の園には戻れません。 必ず、通園できる園のみ申請してください。 転園の必要がなくなった場合は、必ず転園申請の取下げをお願いします。	<input type="checkbox"/>
4	利用を希望する園の保育時間や受入年齢を必ず確認してください。 利用申請された園で、利用開始日時点の児童の年齢が受入年齢に満たない場合は、 該当園について、自動的に取下げになります。	<input type="checkbox"/>
5	【令和6年4月～8月利用希望の方】令和5年1月1日現在の住所は、横浜市内／市外どちらですか。市外の方は、 令和5年度の課税証明書等 の提出が必要です※。	市内 / 市外 <input type="checkbox"/>
6	育児休業中の申請について、希望園の利用が決定し、利用を開始した場合、 利用開始月の末日までに育児休業を終了し、復職する必要があります。 また、 復職後2週間以内に、復職済みにチェックがあり、復職日の記載のある就労証明書を園の所在区に提出 する必要があります。(例えば、4月1日に利用決定した場合、4月30日までに育児休業を終了し、5月1日から復職しないと園を利用できなくなります。)	<input type="checkbox"/>
7	求職中の申請について、希望園の利用が決定し、利用を開始した場合、 利用開始月を含めて3か月以内に仕事(月64時間以上)を決めて、書類を園の所在区に提出 する必要があります。(例えば、4月1日に利用決定した場合、6月30日までに仕事を決めて、書類を区役所に提出の上、7月1日から就労を開始しないと園を利用できなくなります。)	<input type="checkbox"/>
8	育児休業の継続(保留通知書)を希望する方の申請について、申請状況や園の受入状況により、 園の利用が決定する場合があります。 このとき、 利用を辞退されても、保留通知書を交付することはできません。 なお、利用申請書の「～育児休業も許容できる」をチェックした場合、 利用調整の優先順位が下がります。	<input type="checkbox"/>
9	利用申請は、該当年度の3月の利用調整まで有効です。申請された月において、保留となった場合、 自動的に翌月以降の利用調整の対象となります。	<input type="checkbox"/>
10	希望園の利用が決定し、その利用決定を辞退した場合は、申請が全て取下げとなります。別の園の利用を希望される場合は、 翌月以降の利用調整から改めての申請となり、申請書や添付書類等を全て再度提出 していただく必要があります。	<input type="checkbox"/>
11	申請児童や御家族の状況に変更(「就労を開始した」「家族構成が変わった」等)があった場合は、変更申請を行ってください。申請が遅れることで、 審査が不利になる場合があるため、速やかに申請 してください。	<input type="checkbox"/>
12	育児休業給付金についての御相談、御質問は 区役所では受け付けていません。 勤務先又はハローワークにお問い合わせください。	<input type="checkbox"/>

※市内、市外のいずれかを丸で囲み、市外の場合は必要書類を確認し、チェックしてください。

上記の内容を確認しました。

年 月 日 保護者署名